



新年あけましておめでとうございます。今年は新年早々北陸での地震や航空機の事故など暗いニュースが多いスタートとなってしまいました。気を付けていてもどうにもならないこともあります。何に対しても常に備えをしておく必要をあらためて感じさせられました。

さて、今回は『**令和6年度の税制改正大綱**』について一部情報提供させていただければと思います。今年も沢山の改正事項がありますが、目玉となっているものを法人・個人一つずつご紹介させていただきます。

法人 【交際費課税の特例措置の拡充】

- 地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、飲食料費に係るデフレマインドを取り除く観点から、交際費課税が見直される。

(1) 次の特例措置が **3年延長**

- ① 交際費を年**800万円**まで全額損金算入できる中小企業の特例 ← これらは、**3年延長!**
- ② 接待飲食費の**50%**を損金算入できる特例

(2) 交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり **1万円以下**(現行：**5千円以下**)に拡充
※令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用

個人 【定額減税】

- デフレに後戻りさせないための措置の一環として、納税者本人と配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の**所得税3万円**、令和6年度分の**住民税1万円**の定額減税が行われる。

《対象者》



納税者本人(居住者)
合計所得金額1,805万円以下
※給料のみ：年収2,000万円以下

同一生計配偶者・扶養親族(居住者)
合計所得金額48万円以下
※給料のみ：年収103万円以下

1人当たり **4万円**
4人で **計16万円**の減税

《会社員の減税イメージ》

所得税

6月の源泉徴収額から減税
⇒引ききれない分は7月以降に



住民税

減税後の年税額を**11等分**して7月から翌年5月に天引き (**6月は天引き不要**)

